

【高齢者福祉課からのお知らせ】 ～除雪サービスを実施します～

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路確保のための除雪サービスを実施します。

対象世帯 ●ひとり暮らしの高齢者世帯 ●夫婦等高齢者のみの世帯 ●身体障がい者世帯

※除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいないことを原則とします。

収入要件 世帯の収入が基準額以内の方が対象となります

基準額 単身世帯107万円、夫婦世帯148万円

※借家の場合や身体障がい者世帯については、基準額に加算があります。

除雪の範囲

生活用道路確保のため、玄関先から公道までの幅1メートル程度とします。

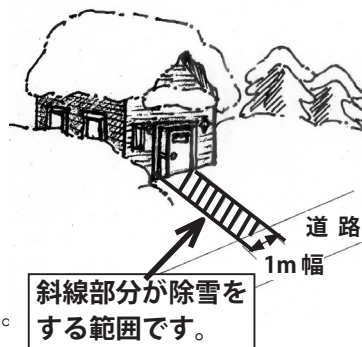
(除雪は図の斜線の部分となります。それ以外の場所は除雪しません。)

除雪の期間

降雪の状況にもよりますが、12月上旬から3月下旬までを予定しています。

申込み方法 お住まいの地区の民生委員または高齢者福祉課へお申込みください。

※申込み後に実態調査のうえ、対象世帯を決定させていただきます。



福祉除雪ボランティア募集

町では、冬期間在宅でひとり暮らしをしている高齢者等の自立した生活を支援するために、除雪作業をしていただける「福祉除雪ボランティア」を募集します。個人・団体・職域は問いません。詳細はお問合せください。

問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119

【建設課・教育委員会からのお知らせ】 ～公の施設の「指定管理者」を募集します～

■ 公募による指定管理者を予定している公の施設

施設名	設置条例	施設担当課
①余市あゆ場公園 (パークゴルフ場等)	余市町都市公園条例	建設水道部 建設課
②黒川町営駐車場 及び 黒川第2町営駐車場	余市町駐車場条例	建設水道部 建設課
③余市町温水プール	余市町温水プール条例	教育委員会 社会教育課
④余市町総合体育館 及び 余市運動公園有料公園施設	余市町総合体育館条例 余市町都市公園条例	教育委員会 社会教育課 建設水道部 建設課

■ 指定管理者制度とは？

これまで、「公の施設」の管理を自治体が外部に委ねる場合は、公共性の確保の観点から、公共的団体等に限定されていました(管理委託制度)が、平成15年に地方自治法が改正され、民間事業者等にも管理運営を委ねることができる『指定管理者制度』が設けられました。

■ 公募のスケジュール (①～④共通)

項目	期日(予定)	備考
1. 公募の告示	10月16日(火)	役場庁舎前掲示板に告示
2. 募集要項等の配布	10月16日(火)～11月16日(金)まで	施設担当課から希望団体に配布
3. 公募説明会	11月2日(金)	募集要項配布
4. 質問事項の受付	11月9日(金)まで	郵送またはFAXで担当課まで
5. 質問事項の回答	質問受付後、随時回答	郵送またはFAXで回答
6. 申請書の受付	11月16日(金)まで	施設担当課に郵送または持参により提出
7. 指定管理者選定委員会	11月下旬	
8. 指定管理者決定告示	12月中旬	役場庁舎前掲示板に告示

※期日は変更になる場合があります。

問合せ 建設課 管理グループ ☎21-2127 / FAX 21-2144 (朝日町26番地)

教育委員会 社会教育課 ☎23-5001 / FAX 23-5299 (大川町4丁目143番地)